

## 事務事業評価シート

No.	事務事業名 26 生徒健康管理費(治癒証明書発行手数料)	所管部課 教育部学校運営課
-----	---------------------------------	------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	西東京市立小・中学校では、学校における感染症の発生又はまん延を予防するため、感染症に罹患した児童生徒が登校を再開する際、医師の発行する治癒証明書の提出を義務付けている。市では医師会との協議により発行手数料を決定し、全額公費負担をすることで、保護者の負担を軽減とともに、治癒証明書の確実な提出を担保している。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input checked="" type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
事業の概要	過去の制度改正/見直しの経過等	
<p>学校長は、学校保健安全法の規定により、感染症にかかっている、又は疑いがある、或いはかかる恐れがある児童生徒に対して、出席を停止をさせることができる。</p> <p>感染症に罹患した児童生徒の出席停止期間は、同法施行規則により病名ごとに細かく設定されているが、出席停止期間内においても、医師が感染の恐れがないと認めた場合には期間を短縮できるものとなっている。</p> <p><b>【対象者】</b> 西東京市立中学校に通う生徒 <b>【対象医療機関】</b> 西東京市医師会に所属する市内の医療機関 <b>【手数料】</b> 1通500円(税別) ※保護者負担無し</p>	<p>平成13年7月に田無市医師会、保谷市医師会、教育委員会、保育課の4者協議が行われ、児童・生徒の登園・登校再開にあたり、治癒証明書の発行に係る保護者負担については無償とし、市が医師会へ発行手数料を支払うものとして取り決めを行った。</p> <p>平成14年度からの制度開始とし、平成13年12月に市立小・中学校長に対して、治癒証明書の発行(無償)の取り扱いについて通知を行っている。</p>	
事業開始時期 平成14年度	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

事業費データ	項目	単位	27年度	28年度	29年度	30年度
	事業費(A)		261	368	378	378
財源内訳	国庫支出金・都支出金 地方債 その他 ( )	千円				
一般財源			261	368	378	378
所要人員(B)	人		0.001	0.001	0.001	0.001
人件費(C)=平均給与×(B)	千円		8	7	8	8
臨時職員賃金等(C')	千円					
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円		269	375	386	386
単位当たりコスト (E)=(D)/( 治癒証明書発行件数 )	千円		0.6	0.5	0.4	-

評価指標	指標名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度
	治癒証明書発行件数	件	483	683	1,088	
<b>《指標とした数値変化に対する要因分析など》</b>						
全発行件数の8割近くが下期に集中するため、冬場のインフルエンザ等の流行性疾患の状況等により変化する。 平成29年度はインフルエンザの流行等により、予算に不足が生じ、流用により対応している。						

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	(一社)西東京市医師会会長及び理事会からは、まん延防止の観点から医師による治癒証明書発行は必要であるとの意見を受けている。					
	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)	<input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	多摩26市中、20市において、医師による治癒証明書の提出を求めしており、そのうち9市で公費負担を行っている。本市は全額公費負担していることから、サービス水準は上位にある。なお、公費負担の平均額は842円/件であり、当市の540円は最も廉価である。				
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					

### 【一次評価】

検証項目	判定	判定理由
事業の優先度(緊急性)	高い	感染症のまん延防止の意味合いから、他の事業に比して優先度が高い。
事業の必要性	高い	治癒を証明することで、学校生活への復帰が確実・容易になる。
実施主体の妥当性	適正	医師会・学校と協議のうえ、市を主体として実施されており適正と考える。
事業(補助)の対象	適正	親権者の経済状態に左右されずに文書を受取ることが可能である。
事業(補助)の内容	適正	医師会との合意に基づく事業内容(文書の発行)であり、妥当である。
受益者負担	適正	健康な児童・生徒へのまん延防止を目的としており、市費負担が妥当である。
事業コスト	普通	感染予防のコスト計算は困難だが、文書1件の請求額は極めて低廉である。
業務負担	軽い	年に2回の集計・確認、支払いのみであり、ほぼ負担感は無い。
一次評価	今後の実施に向けた方向性	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	感染症(疾病)の治癒証明は、罹患した本人のためだけでなく、学校への通告の意味が大きい。本件には、文書の発行のための保護者の負担感を問う意見もあるが、学校生活におけるまん延防止という観点での事業趣旨の理解不足を懸念する。また、保護者の平癒確認は単なる経過観察に過ぎず、治癒の証明には当たらないため、まん延防止の効果は期待できない。従って、今後も本事業の継続は必要と考える。	

### 【二次評価】

検証項目	判定	判定理由
事業の優先度(緊急性)	普通	感染症まん延防止対策として、一定の効果はあると考える。
事業の必要性	普通	治癒証明書の確実な提出を担保するため、必要性はあるものと考える。
実施主体の妥当性	適正	医師会・学校と協議のうえ、市を主体として実施されており適正と考える。
事業(補助)の対象	課題有	私立小学校・中学校も含め事業対象の検討が必要と考える。
事業(補助)の内容	課題有	治癒証明によらない登校再開の判断基準も検討すべきと考える。
受益者負担	課題有	一定程度の受益者負担について検討すべきと考える。
事業コスト	高い	出席停止となった全ての感染症について治癒証明書の提出を義務付けているため。
業務負担	普通	年2回、請求書類の内容確認を含め、標準的な業務負担と考える。
二次評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等	
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	学校保健安全法施行規則における出席停止の期間の基準において「治癒するまで」とされている感染症は第一種の感染症に限られており、治癒証明書を必要とする感染症の種別については、改めて見直す必要がある。また、発行手数料の全額公費負担については、多摩26市においても高いサービス水準であることから、受益者負担による経費の抑制についても併せて見直しを図る必要があるものと考える。	

### 【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	

### 【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	

### 【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	
---------------	--